



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
3月10日  
第391号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

- 告 示
  - 内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可(水産課) ..... 1
- 公 告
  - 国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課) ..... 2
  - 争議行為の通知公告(労働雇用政策課) ..... 2
  - 令和4年度後期技能検定合格者公告(労働雇用政策課) ..... 3
  - 所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告(農政課) ..... 14
  - 一般競争入札の公告(広報課、警察本部会計課) ..... 14
- 県 税 事 務 所 公 告
  - 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(西部) ..... 17
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告
  - 土地改良区役員退任公告(湖北) ..... 18
- 琵琶湖海区漁業調整委員会指示
  - 内水面漁場管理委員会指示
    - コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示 ..... 18
- 内水面漁場管理委員会指示
  - ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示 ..... 18**
- 雑 報
  - 環境影響評価書の縦覧公告 ..... 19

## 告 示

### 滋賀県告示第95号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 丹生川漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 丹生川漁業協同組合 長浜市余呉町上丹生2556
- 2 漁業権の免許番号 内共第14号
- 3 変更認可の内容 内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則別表6を次のように改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料			年間入漁料	年間各魚種共に共通
		解禁日	解禁日翌日より以降の指定期間	以降終期迄		
あゆ	友釣	3,500円	翌日より14日間 3,000円	2,500円	9,000円	
	引掛	3,500円	翌日より7日間 3,000円	2,500円		
	投網	3,500円	翌日より7日間 3,000円	2,500円		
うなぎ	流し針	(期間中 2,000円)				
	竹筒	(期間中 2,000円)				

令和5年3月10日

滋賀県西部県税事務局長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9532495号	令和6.3.31	高島市安曇川町下小川388 川越武士	令和5.2.27

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、早崎内湖土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年3月10日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 杉 本 晃

理事および監事の別	氏名	住所
理事	上 田 博	長浜市湖北町海老江368番地

琵琶湖海区漁業調整委員会指示  
内水面漁場管理委員会指示

## 琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号

## 滋賀県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男  
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

## 1 指示の内容

- (1) 持ち出し放流の禁止 琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面からコイを持ち出して他の水面に放流してはならない。
- (2) 放流等の制限 県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面へコイを放流する場合は、採捕したコイを採捕した同一水面へ放流する場合を除き、次のことを遵守すること。  
ア PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)によりコイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイ群でなければ、コイを放流してはならない。  
イ 生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 内水面漁場管理委員会指示

## 滋賀県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年3月10日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

## 1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域  
東近江市朧光寺町にある朧光寺川の朧光寺橋下流端から大橋上流端までの区域  
近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

雑

報

### 環境影響評価書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第19条第2項の規定に基づき、(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価書を作成し、滋賀県知事および日野町長に送付しましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書を縦覧に供します。

令和5年3月10日

- 1 公告する事業者 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美 東近江市蛇溝町231番地
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 (仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業
  - (2) 種類 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業(滋賀県環境影響評価条例別表第12号)
  - (3) 規模 対象事業実施区域面積 66.05584ヘクタール
- 4 対象事業実施区域 蒲生郡日野町大字鳥居平字篠原1519番 外149筆
- 5 環境影響評価書の縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)  
滋賀県東近江環境事務所(東近江市八日市緑町7番23号)  
日野町住民課生活環境交通担当(蒲生郡日野町河原一丁目1番地)  
向茂都市開発株式会社(東近江市蛇溝町231番地)  
なお、向茂都市開発株式会社ホームページ(<https://ms-developer.com>)でも電子縦覧を行っています。
- 6 環境影響評価書の縦覧の期間および時間 令和5年3月10日から令和5年4月10日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先  
事業計画に関する問合せ 向茂都市開発株式会社 電話 0748-20-4330(代) 代表取締役 向春美 有限会社村田設計事務所 電話 0748-57-1139 取締役 村田武史  
環境影響評価書に関する問合せ 中村環境カウンセラー事務所 電話 0748-42-6998 中村光伸

